

# 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）の概要

農政部蚕糸特産課 鳥獣害対策係

## 1 事業目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資するよう、鳥獣被害防止特措法の規定により市町村が作成する「鳥獣被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する総合的な被害対策の取り組みを支援するもの。

事業要件	①被害防止計画の作成、②地域協議会の設置
補助率の優遇等	・市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊による取組に対しては、推進事業の補助率を優遇（1/2 以内→定額（10/10）） ※狩猟免許所持者数に応じた定額補助、実施隊特定活動等も実施可

## 2 事業内容（市町村等に係る事業）

事業区分	事業内容	実施主体	補助率
総合支援事業（推進）	※別添「実施隊に係る1市町村あたり定額助成額」参照 ＜事業内容例＞ ○地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲機材（檻・わな）の導入 ・生息調査機材（発信機等）の導入 ・緩衝帯整備 ・ICTを活用した新技術実証 ・サル、クマ、鳥類の複合対策等 ○実施隊特定活動 ・大規模緩衝帯整備（1ha以上） ・誘導捕獲柵わな導入	協議会等	定額、1/2 以内 ※別添「実施隊に係る1市町村あたり定額助成額」参照
緊急捕獲活動支援事業（推進）	○有害捕獲に係る捕獲活動経費 ○埋設・運搬経費等	協議会 市町村（※協議会の構成員に限る）	定額 ※別添「有害捕獲実績に応じた経費補助に係る事業の概要」参照
総合支援事業（整備）	①鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）の整備 ②処理加工施設（処理加工施設、焼却施設）の整備 ③捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備	協議会 協議会構成員（市町村等） コンソーシアム（※②に限る）	①定額（直営施工） 1/2 以内（請負施工） ②1/2 以内 ※上限単価あり ③1/2 以内
対策促進支援事業（整備）	○鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）の整備	協議会 協議会構成員（市町村等）	定額（直営施工） 1/2 以内（請負施工）

